

委員質問・意見等

第114回定例会(12月5日)受付分

●           国           に対する 質問

第114回定例会で、再処理工場の放出放射能に関してお答えいただくことになっていたと思いますが、本日説明がありませんでした。次回お願いします。

●           規制庁           に対する 質問

OILについて。資料4の、防護措置基準について(案)、2. 防護措置基準、2行目の説明文に、「IAEAにおいて・・・議論中・・・」とあるが、基準値は日本はIAEAと同じですか。または、それに沿って決定されるのですか。

●           東京電力           に対する 質問

燃料損傷他について

① 異常が5号機18体、2号機2体とのことだが、調査体数はいくつか。全部で2000体(P5)との関係で知りたい。

福島対応について

② 水処理が、計画と実績が著しく乖離していると聞く。実態はどうなっているのか。

いずれも文書回答を求めたい。時間短縮のために。

● （規制委員会へ？）放射能の汚染 に対する 質問

1 月 9 日の定例会時間内で消化できなかった質問です。検討して頂きたいと思  
います。

環境省は今年の夏以降、福島県内の 11 市町村を除染特別地域に指定して、建  
物や道路、農地などから 20 メートル以内の本格除染を始めたといわれます。こ  
れまで 4 市町村の本格除染をゼネコンの共同企業体（JV）に発注されたといわれ  
ます。

今年の夏以降、同省に対して除染に対して、クレームや苦情が殺到していたと  
いうメディアの報道もあります。そして、元請けゼネコンによる「不適格除染」  
がされているという NHK の報道がありました。

はっきりいって「手抜き除染」と言うことだろうと思います。環境省が元請け  
と契約したルールでは、はぎ取った土や葉はすべて袋に入れて回収し、飛散しな  
い様に管理しなければならない。住宅の屋根や壁は手でふき取るかブラシでこす  
る。高圧洗浄機の使用は汚染水が飛び散るため雨どいなどごく一部でしか認めて  
いない。洗浄に使った水は回収する決まりになっているということだが、このル  
ール破りが横行しているということだろうと思われます。それが「手抜き除染」。

そこで、規制委員会でいいのかどうか分かりませんが、今まで分かっている実  
態と受注したゼネコン、及び「除染のガイドライン」を教えてくださいよう願  
い申し上げます